（実習指導者に関する経過措置）

第五条　相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

２　相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第一項第八号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日までの間において第四条第一項第八号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

２　この省令による改正後の社会福祉士介護福祉士学校指定規則（以下「新学校規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の前日において現に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けている学校（以下「社会福祉士学校」という。）において社会福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、なお従前の例によることができる。

一　社会福祉士学校のうち修業年限が三年を超えるもの　令和三年四月一日

二　社会福祉士学校のうち修業年限が二年を超え三年以下のもの　令和四年四月一日

三　社会福祉士学校のうち修業年限が一年を超え二年以下のもの　令和五年四月一日

四　社会福祉士学校のうち修業年限が一年以下のもの　令和六年四月一日

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日以後に社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号又は第三号の規定による指定を受けようとする者に係る当該指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二項各号に規定する新学校規則の規定の適用前においても、新学校規則の規定の例により行うことができる。

第三条　第二条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、専修学校の専門課程若しくは各種学校（以下「学校等」という。）において第二条の規定による改正前の社会福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条各号、第二条第一項各号若しくは第三条各号に掲げる科目を修めた者又は施行日前に学校等に入学し、施行日において当該学校等に在学する者に係る科目省令第一条から第三条までに規定する科目については、第二条の規定による改正後の科目省令第一条から第三条までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条　第二条の規定による改正後の科目省令第五条第一項の規定による確認及びこれに関して必要な手続その他の行為は、施行日前においても、第二条の規定による改正後の科目省令の規定の例により行うことができる。

○文部科学省厚生労働省令第二号

精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第一号及び第二号の規定に基づき、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月六日

文部科学大臣　萩生田光一

厚生労働大臣　加藤　勝信

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令

第一条　精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年文部科学省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）	（法第七条第一号の精神障害者の保健及び福祉に関する科目）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）

（実習指導者に関する経過措置）

第五条　相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第七号の規定にかかわらず、平成二十四年三月三十一日までの間は、学校等が適当と認める者を実習指導者とすることができる。

２　相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条第七号の規定にかかわらず、当分の間、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第十五条第一項第一号に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第六条及び第七条に規定する社会福祉主事として八年以上相談援助の業務に従事した者又は平成二十一年三月三十一日までの間において第四条第七号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の課程を修了した者を実習指導者とすることができる。